食品安全委員会とは

第317食品安全委員会議事概要

■第317回食品安全委員会会合

日時：平成22年1月21日（木）14：00～15：05
場所：食品安全委員会　大会議室
傍聴者数：22名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
○遺伝子組換え食品等　1品目
チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種既に安全性評価が終了した4品種は除く
・厚生労働省から説明。
・遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。
＊安全性評価が終了している品種（4品種）を交配により掛け合わせた品種ですが、作られる種子は1粒ごとに形質が異なります。従って、すべての組合せのうち、安全性評価が終了している品種を除く組合せが評価の対象となります。

○新開発食品　4品目
1）ポリフェノール茶
・消費者庁から説明。
・新開発食品専門調査会で審議することとなった。
＊りんご由来プロシアニジンを関与成分とし、体脂肪が気になる人に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品です。

2）リプレS
・消費者庁から説明。
・新開発食品専門調査会で審議することとなった。
＊サーモンペプチドを関与成分とし、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする果実入り飲料形態の食品です。

3）トリグリティー
・消費者庁から説明。
・新開発食品専門調査会で審議することとなった。
＊モノグルコシルヘスペリジンを関与成分とし、血中中性脂肪が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする粉末飲料形態の食品です。

4）ミドルケア粉末スティック
・消費者庁から説明。
・新開発食品専門調査会で審議することとなった。
＊モノグルコシルヘスペリジンを関与成分とし、血中中性脂肪が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする粉末飲料形態の食品です。

（2）農薬専門調査会における審議結果について
1）「イソキサフルトール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・担当委員である廣瀬委員及び事務局から説明。
・評価書（案）について、神経毒性に関し確認を要する事項があることから、農薬専門調査会において内容を確認することとなった。
＊除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について
1）添加物「ケイ酸マグネシウム」に係る食品健康影響評価について
・「ケイ酸マグネシウムの一日摂取許容量（ADI）を0．3mg／kg体重／日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
＊欧米では、粉末状又は顆粒状食品の固結防止剤、錠剤・カプセル食品の製造用剤（賦形剤、分散剤）等の目的で添加されています。

2）農薬「シフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について
・「シフルメトフェンのADIを0．092mg／kg体重／日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
＊殺虫剤（殺ダニ剤）で、なす、すいか、みかん等に使用し、きゅうり、ネクタリン等への適用拡大申請がされています。

（4）食品安全モニターからの報告（平成21年11月分）について

・11月中に報告された14件について事務局から報告。

（5）その他

・遺伝子組換え食品等専門調査会の担当委員である長尾委員から、遺伝子組換え食品に関して、海外の研究グループの研究結果についての情報提供があったため、事務局で情報を収集・整理した上で、既存の審議結果への影響の有無、また今後の対応について、遺伝子組換え食品等専門調査会に意見を求めることとなった。

〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL 03-6234-1166 FAX 03-3584-7390
Copyright © 2006 - 2010 Food Safety Commission. All Right Reserved.

食品安全委員会
Food Safety Commission